

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例(四一・人事課)	7
一・人事課)	7
職員の手当に関する条例の一部を改正する条例(四二・人事課)	8
特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(四三・人事課)	10
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(四四・人事課)	11
秋田県県税条例の一部を改正する条例(四五・税務課)	11
秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(四六・障害福祉課)	28
秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(四七・水田総合利用課)	28
秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例(四八・農畜産振興課)	29
国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例を廃止する条例(四九・農地整備課)	29
秋田県工業技術センター条例の一部を改正する条例(五〇・商工業振興課)	29
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(五一・都市計画課)	30
秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(五二・高校教育課)	31
秋田県立中学校設置条例(五三・高校教育課)	32
秋田県立野球場条例の一部を改正する条例(五四・保健体育課)	32
秋田県立向浜運動広場条例の一部を改正する条例(五五・保健体育課)	33
秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(五六・警務課)	35

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(五七・企業局総務課)

この号で公布された  
条例のあらまし

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第四一号)

1 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第一〇号)の一部改正(第一条による改正)

平成一五年七月分から平成一六年六月分までの県議会議員の報酬月額を次のとおり減額することとした。

職名	減額前の報酬月額	減額後の報酬月額	減額率
議長	九一〇、〇〇〇円	八六四、五〇〇円	一〇〇分の五
副議長	八一〇、〇〇〇円	七八五、七〇〇円	一〇〇分の三
議員	七八〇、〇〇〇円	七七二、二〇〇円	一〇〇分の一

2 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第三三三号)の一部改正(第二条による改正)

平成一五年七月分から平成一六年六月分までの知事等の給料月額を次のとおり減額することとした。

職名	減額前の給料月額	減額後の給料月額	減額率
知事	一、二七〇、〇〇〇円	一、二〇六、五〇〇円	一〇〇分の五
副知事	九七〇、〇〇〇円	九四〇、九〇〇円	一〇〇分の三
出納長	八二〇、〇〇〇円	八一、八〇〇円	一〇〇分の一
公営企業管理者	八〇〇、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	一〇〇分の一

3 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五八年秋田県条例第一七号)の一部

改正(第三条による改正)  
平成一五年七月分から平成一六年六月分までの教育長の給料月額を次のとおり減額することとした。

職名	減額前の給料月額	減額後の給料月額	減額率
教育長	八〇〇、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	一〇〇分の一

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四二二号)

1 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成一五年法律第三二二号)による雇用保険法(昭和四九年法律第一一六号)の一部改正に伴い、再就職手当及び常用就職支度金に相当する退職手当の支給を廃止し、新たに就業促進手当に相当する退職手当を支給することとした。

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

(三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四三三三号)

1 附属機関である審議会等の委員その他の構成員の報酬額を日額一〇、〇〇〇円(現行日額二〇、〇〇〇円)に引き下げることにした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四四四号)

1 公務上の災害に対する補償を受けようとする者が虚偽の報告をした場合等に係る罰金額の上限を二〇〇、〇〇〇円(現行一〇〇、〇〇〇円)に引き上げることとした。

2 この条例は、平成一五年一〇月一日から施行することとした。

秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四五五号)

1 県民税

- (一) 県民税の配当割を次により課することとした。
  - (1) 納税義務者は、特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するものとする。 (第三〇条関係)
  - (2) 特定配当等に係る所得は、所得割の課税標準から除外することとした。ただし、当該所得について申告をした場合には、総所得金額により所得割額を算定するとともに、当該所得割額から当該特定配当等に係る配当割額を控除することとした。 (第三三条、第三六条の三及び附則第一三条の二関係)
  - (3) 課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。 (第四七条の八関係)
  - (4) 税率は、一〇〇分の五(平成一六年一月一日から平成二〇年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等については、一〇〇分の三)とすることとした。 (第四七条の九及び附則第一三条の三関係)
  - (5) 徴収は、特定配当等の支払をする者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法により行い、特別徴収義務者は、徴収の日の属する月の翌月の一日までに申告納入することとした。 (第四七条の一〜第四七条の二三関係)
- (二) 県民税の株式等譲渡所得割を次により課することとした。
  - (1) 納税義務者は、特定口座における上場株式等の譲渡の対価又は信用取引等の差益の支払を受ける個人で当該譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するものとする。 (第三〇条関係)
  - (2) 特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、所得割の課税標準から除外することとした。ただし、当該所得について申告をした場合には、総所得金額により所得割額を算定するとともに、当該所得金額から当該特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割額を控除することとした。 (第三三条及び第三六条の三関係)
  - (3) 課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。 (第四七条の一四関係)
  - (4) 税率は、一〇〇分の五(平成一六年一月一日から平成一九年二月三十一日までの間に生じた特定株式等譲渡所得金額については、一〇〇分の三)とすることとした。 (第四七条の一五及び附則第一三条の四関係)
  - (5) 徴収は、特定口座が開設されている証券業者で上場株式等の譲渡の対価等の支払をするものを特別徴収義務者とする特別徴収の方法により行い、特別徴収義務者は、徴収の日の属する年の翌年の一月一日までに申告納入することとした。 (第四七条の一六〜第四七条の一八関係)

3 地方消費税

(四) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する法人の事業税に係る徴収猶予の申請手続を定めることとした。 (第五四条関係)

(四) 地方消費税	所得割	所得のうち年八〇〇万円を超える金額及び清算下の金額	一〇〇分の五・五
	所得	所得のうち年八〇〇万円を超える金額及び清算下の金額	一〇〇分の七・二

(三) 税率は、次のとおりとすることとした。 (第五一条及び附則第二五条関係)

付加価値割	各事業年度の付加価値額	一〇〇分の〇・四八
資本割	各事業年度の資本等の金額	一〇〇分の〇・二
所得割	各事業年度の所得及び清算所得	一〇〇分の三・八

(二) 事業税の区分ごとの課税標準は、次のとおりとすることとした。 (第四九条関係)

2 事業税

- (一) 資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人が行う事業に対する事業税は、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課することとした。 (第四八条関係)
- (二) 事業税の区分ごとの課税標準は、次のとおりとすることとした。 (第四九条関係)

(三) 所有期間が一年を超える上場特定株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額から一〇〇万円を控除する特例を廃止することとした。 (附則第一二条の二関係)

(四) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例の対象に、特定口座において処理した発行日取引に係る上場株式等の譲渡を加えることとした。 (附則第一二条の三関係)

4 消費税における中間申告納付制度の改正に伴い、譲渡割の中間申告納付について所要の規定の整備を行うこととした。(第六二条の六関係)

4 不動産取得税  
特殊法人等の独立行政法人等への移行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第六三条及び第七六条の七関係)

5 自動車税

平成一六年度の自動車税について、税率の特例措置を次のとおり講ずることとした。(附則第一九条関係)

(一) 平成一五年度に新車新規登録された窒素酸化物の排出量がその許容限度より四分の三以上少ない自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車にあつては、現行の税率からおおむね一〇〇分の五〇を控除した率とすることとした。

(二) 平成一五年度において新車新規登録から一一年(ガソリン車又は液化石油ガス車については、一三年)を経過した自動車にあつては、現行の税率におおむね一〇〇分の一〇を加算した率とすることとした。

6 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一六年一月一日から施行することとした。ただし、4は平成一五年一〇月一日から、2、3及び5は平成一六年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(四) 次に掲げる条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例(昭和五九年秋田県条例第三号)
- (2) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)
- (3) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成一二年秋田県条例第一二八号)

1 秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四六号)  
1 独立行政法人福祉医療機構法(平成一四年法律第一六六号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成一五年一〇月一日から施行することとした。

秋田県肥料登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四七号)

1 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律(平成一五年法律第七三号)による肥料取締法(昭和五五年法律第二七号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四八号)

1 秋田県平鹿地域農業改良普及センターの位置を横手市旭川一丁目三番四一号に定めることとした。

2 この条例は、平成一五年八月一日から施行することとした。

国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例を廃止する条例(秋田県条例第四九号)

1 国営八郎潟干拓事業に係る負担金の徴収が終了したことに伴い、国営八郎潟干拓事業負担金徴収条例(昭和四二年秋田県条例第三七号)を廃止することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県工業技術センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五〇号)

1 独立行政法人科学技術振興機構法(平成一四年法律第一五八号)の施行に伴い所要の規定の整理等を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を規定することとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五一号)

1 風致地区内における建築物の建築等を行う際に許可を必要としない法人を次のとおり改めることとした。

(六)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	日本鉄道建設公団
(五)	独立行政法人水資源機構	水資源開発公団
(四)	日本郵政公社	簡易保険福祉事業団

2 1(四)は公布の日から、1(一)、(五)及び(六)は平成一五年一〇月一日から、1(三)は平成一六年三月一日から、1(二)は同年四月一日から施行することとした。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五二号)

1 秋田県立海洋技術高等学校及び秋田県立男鹿高等学校を統合し、新たに秋田県立男鹿海洋高等学校を男鹿市船川港南平沢字大畑台四二番地に設置することとした。

2 秋田県立横手清陵学院高等学校を横手市大沢字前田一四七番地の二に設置することとした。

3 その他

(一) この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県立中学校設置条例(秋田県条例第五三号)

1 秋田県立横手清陵学院中学校を横手市大沢字前田一四七番地の二に設置することとした。

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県立野球場条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五四号)

1 秋田県立野球場に広告を表示することができることとし、当該表示する企業等から徴収する使用料の額を次のとおり定めることとした。(別表関係)

区 分	使用の単位	使用料の額
内野席前部フェンス	一区画一年につき	五〇、〇〇〇円
外野席前部フェンス		六二、五〇〇円

2 その他

(一) 1は、平成一九年一〇月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)

(二) この条例は、平成一五年八月一日から施行することとした。

秋田県立向浜運動広場条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五五号)

1 題名を秋田県立運動広場条例に改めることとした。

2 秋田県立新屋運動広場を秋田市豊石田坂字館野二二番地の九に設置することとした。(第二条関係)

3 秋田県立新屋運動広場にラグビー・サッカー場を設置することとした。(第三条関係)

4 秋田県立新屋運動広場のラグビー・サッカー場及び夜間照明設備を使用する者から使用料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとした。(別表関係)

(一) 施設使用料

区 分	使用料の額 (一面一時間につき)
中学生徒及び小学校児童	三三〇円
大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒	四六〇円
一般	五七〇円

(二) 夜間照明設備使用料

一基一時間につき	二八〇円
----------	------

5 この条例は、平成一五年八月一日から施行することとした。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五六号)

1 古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法が盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて認定を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を一件につき一七、〇〇〇円とすることとした。

2 この条例は、古物営業法の一部を改正する法律(平成一四年法律第一一五号)の

施行の日から施行することとした。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例  
第五七号）

1 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成一五年法律第三一号）による雇用保険  
法（昭和四九年法律第一一六号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこと  
とした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第四十一号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第一条 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 県議会議員の報酬月額額は、県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第四十一号)の施行の日から平成十六年六月三十日までの間に係るもの限り、第一条第一項の規定にかかわらず、同項の表に定める報酬月額から、当該報酬月額に議長にあつては百分の五、副議長にあつては百分の三、議員にあつては百分の一を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額額は、同表に定める報酬月額とする。

(知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 知事、副知事、出納長及び公営企業管理者の給料月額額は、県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第四十一号)の施行の日から平成十六年六月三十日までの間に係るもの限り、第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の五、副知事にあつては百分の三、出納長及び公営企業管理者にあつては百分の一を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額額は、同表に掲げる給料月額とする。

附則第五項を削る。

(教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第三条 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 教育長の給料月額、県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年秋田県条例第四十一号）の施行の日から平成十六年六月三十日までの間に係るものに限り、第二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から当該給料月額に百分の一を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第四十二号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十三号第三項」を「第二十三号第二項」に改め、同条第三項ただし書中「第一項第二号」を「同号」に、「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第五項及び第七項中「、第二号」を「、同号」に改め、同条第十一項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項第三号の二を削り、同項第四号を次のように改める。

四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

第十条第十三項中「又は第三号の二」を削り、同条第十六項中「本条」を「この条」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に、「常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した職員に係るこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から附則第五項までに定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例第十条第十一項第四号及び第十四項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第十条第十一項第三号の二及び第四号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前にした偽りその他不正の行為によって新条例第十条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

5 新条例第十条第十六項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第十条の四第二項に規定する職業紹介事業者等をいう。)に対して適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第十条第十六項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

6 附則第二項から前項までの場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成十五年五月一日から施行日の前日までの間における旧条例第十条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)による改正前の雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号。以下「旧雇用保険法」という。)」と、同項第二号並びに同条第三項、第五項から第十一項までの規定、第十五項及び第十六項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

7 附則第二項、第三項及び前項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第十条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、人事委員会規則で定めるところによる。

8 附則第二項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日前に退職した職員が同日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)附則第八条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第十条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第十条第十一項第三号の二又は第四号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、人事委員会規則で定めるところによる。

9 平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に旧条例第十条の規定により支払われた退職手当は、附則第七項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四十三号

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中	診察一件につき	一〇、〇〇〇円
日額	一〇、〇〇〇円	
を		
日額	一〇、〇〇〇円	に改める。
診察一件につき	一〇、〇〇〇円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第四十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年秋田県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「十万円」を「二十万円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

秋田県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第四十五号

秋田県税条例の一部を改正する条例

秋田県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の七」を「第四十七条の十八」に改め、「（第一百五十四条―第一百六十三条）」を削る。

第五条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第四十七条の十一及び第四十七条の十六の規定による特別徴収の方法により徴収する県民税の賦課徴収に関する事項

第三十条第一項中「利子割額によつて」の下に「、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて」を加え、同項第四号中「本節」を「この節」に改め、同項に次の二号を加える。

六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するもの

七 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下この節において「選択口座」という。）に係る同条第一項に規定する

特定口座内保管上場株式等（以下この節において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡（以下この節において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等（以下この節において「上場株式等」という。）の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等（以下この節において「信用取引等」という。）に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済（以下この節において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの

第三十条第二項中「前項第一号」の下に、「第六号及び第七号」を加え、同条第三項及び第四項中「本節」を「この節」に改め、同条第六項中「本節中」を「この節の」に改める。

第三十三条に次の四項を加える。

3 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。）第一条の十二の二に規定する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則第一条の十二の三に規定する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第三十六条の二中「及び利子割」を「利子割、配当割及び株式等譲渡所得割」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第三十六条の三 所得割の納税義務者が、第三十三条第四項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第四十七条の八から第四十七条の十三までの規定により配当割額を課された場合又は第三十三条第六項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第四十七条の十四から第四十七条の十八までの規定により株式等譲渡所得

割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の三十二を乗じて得た金額を、その者の第三十五条、第三十五条の二及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第四十七条の見出し及び同条第一項中「県民税」を「均等割」に改め、同条第二項及び第三項中「」によつて法人等の県民税」を「」による均等割」に改める。

第二章第一節中第四十七条の七の次に次の十一條を加える。

(配当割の課税標準)

第四十七条の八 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

(配当割の税率)

第四十七条の九 配当割の税率は、百分の五とする。

(国外株式の配当等に係る課税標準)

第四十七条の十 特定配当等のうち租税特別措置法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等に係るもの(以下この条及び第四十七条の十二において「国外特定配当等」という。)の支払の際に徴収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税(令第九条の十六に規定するものを含む。)の額があるときは、第四十七条の八第一項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

(配当割の徴収の方法)

第四十七条の十一 配当割の徴収については、特別徴収の方法による。

(配当割の特別徴収義務者等)

第四十七条の十二 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあつては、その支払を取り扱う者)とする。

2 前項の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際(特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。

(配当割の申告納入)

第四十七条の十三 配当割の特別徴収義務者は、前条第二項の規定による配当割の徴収の日の属する月の翌月十日までに、その徴収すべき配当割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した法第七十一条の三十一第二項の納入申告書に同項の規定による計算書を添付して秋田地域振興局長に提出し、

及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割の課税標準)

**第四十七条の十四** 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

(株式等譲渡所得割の税率)

**第四十七条の十五** 株式等譲渡所得割の税率は、百分の五とする。

(株式等譲渡所得割の徴収の方法)

**第四十七条の十六** 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者等)

**第四十七条の十七** 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(次項において「対象譲渡等」という。)により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

(株式等譲渡所得割の納入申告)

**第四十七条の十八** 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、前条第二項の規定による株式等譲渡所得割の徴収の日の属する年の翌年の一月十日(令第九条の二十第一項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日)までに、その徴収すべき株式等譲渡所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した法第七十一条の五十一第二項の納入申告書に同項の規定による計算書を添付して秋田地域振興局長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。